

多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議 第3回

令和6年11月27日（水） 10：00-12：00

◆◆会次第◆◆

1. 開会
2. 第2回会議の概要・まとめ
3. 審議事項：提言書骨子（案）について

第2回会議の概要・まとめ

議題1:在住外国人の自立に向けた支援

- ①在住外国人相談窓口に関する事
- ②災害時の取組に関する事
- ③日本語教育に関する事
- ④国際交流協会(沖縄県国際交流・人材育成財団)に関する事
- ⑤関係機関への周知体制に関する事

議題2:共生の地域づくり

- ①共生の地域づくりに関する事
- ②ウチナーンチュセンターに関する事
- ③言語教育に関する事
- ④国の多文化共生施策に関する事
- ⑤在住外国人差別に関する事
- ⑥助成事業に関する事

議題3:県全体の連携推進等

- ①連携・協働について
- ②多文化共生を主とする担当課の設置について

提言書作成にあたる考え方について

考え方について

第2回会議の議題を大項目とし、各委員から発言のあったテーマ及び事務局が捉えている課題をテーマに中項目を設定。

中項目の中ではテーマに係る現状・課題・対応策・先行事例等を記載し、提言書に肉付けしていく。

提言書の骨子(案)

大項目1 在住外国人の自立に向けた支援について

- (1) 在住外国人相談窓口について …
- (2) 防災、災害時における対応について …
- (3) 教育環境の整備について …

大項目2 共生の地域づくりについて

- (1) 地域住民と在住外国人の共生について …
- (2) 在住外国人への差別について …

大項目3 県全体での連携推進等

- (1) 連携・協働について …
- (2) おきなわ多文化共生推進指針について …

議題：提言書 骨子(案)について1-①

大項目：在住外国人の自立に向けた支援について
中項目：在住外国人相談窓口について

現状

・沖縄県国際交流・人材育成財団が沖縄県からの補助金を受け在住外国人相談窓口を運営。

課題

- ① 相談窓口対応職員(マンパワー)の不足。
- ② 相談窓口対応職員の対応スキルの習得。
- ③ 在住外国人への相談窓口の周知不足。

対応案

- | | |
|-----|---|
| ① | 外国人受入環境整備交付金の増額要求による相談対応職員増といった、一元的相談窓口の体制強化。外部コンサルタント活用によるマンパワー不足の解消。(沖縄県、財団) |
| ①-2 | 市町村窓口で相談に来た在住外国人に対し、ビデオ通話等を用いて在住外国人相談窓口で対応する体制の構築。(市町村、財団) |
| ② | 法務省が行う「外国人支援コーディネーター養成研修」を活用した相談窓口対応職員のスキルアップ。また、相談者との信頼関係の構築を目的とした相談窓口対応職員向けの講習会の開催。(財団) |
| ③ | 在住外国人相談窓口周知のためのパンフレット等を作成し、自治体に配布することで、転入してくる在住外国人に対し相談窓口の周知を図る。(沖縄県、財団) |

議題：提言書 骨子(案)について1-②

大項目：在住外国人の自立に向けた支援について
中項目：防災・災害時における対応について

現状

- ・沖縄県国際交流・人材育成財団にて「災害時外国人支援サポーター養成・スキルアップ研修」の実施。
- ・同財団にて、名護市と連携し在住外国人を対象とした「避難所運営訓練」を実施予定(令和6年度事業)。

課題

- ① 災害時において、在住外国人の避難・誘導を行うシステムが確立されていないため、在住外国人を対象とした避難訓練の実施が十分にできておらず、避難訓練をしたことがない在住外国人が多く存在する。

対応案

①	在住外国人に防災意識を持ってもらうため、地域住民を巻き込んだ自治体単位での避難訓練の実施。(市町村)
①-2	在住外国人も災害救助の担い手となるよう、避難訓練時に地域の高齢者や在住外国人を救助する役割を与える。(市町村)

議題：提言書 骨子(案)について1-③

大項目：在住外国人の自立に向けた支援について
中項目：教育環境の整備について

現状

・在住外国人向けの日本語教室は、自治体によって実施状況が異なるため、日本語教室を実施していない空白地域が存在する。

課題

- ① 日本語教師の数の不足。
- ② 日本語教師のスキルアップについての課題。
- ③ 日本語教室を実施していない空白地域の存在による、在住外国人の日本語習得機会の損失。
- ④ 教育現場においては、担当職員の制度認識不足による外国人児童(生徒)の学校行事への参加制限等。

対応案

①	日本語教師の待遇改善による、人材の確保。(?)
②	地域日本語教育コーディネーター制度の活用による、日本語教師のスキルアップを行う。(日本語教室の実施主体)
③	在住外国人数が多い自治体を中心となって、隣接する市町村も対象にブロック毎に日本語教室を開催する。(市町村、広域)
④	「外国人児童生徒受け入れの手引き(文科省)」の周知・活用による指導計画作成と指導の充実の促進。また、在住外国人児童を生徒としてもつ各学校の担任同士を対象とした会議を設けることで、情報共有を行う場の提供や連携を促進する。(県)

議題：提言書 骨子(案)について2-①

大項目：共生の地域づくりについて
中項目：地域住民と在住外国人の共生について

現状

- ・沖縄県においては過去に多文化共生推進事業として、地域住民と在住外国人の交流や意識啓発を目的としたイベント(シンポジウムやワークショップ)の開催を年度ごとに単発で行っている。
- ・その他、関係機関やNPO等が開催する多文化共生を目的としたイベントもある。

課題

- ① 沖縄県が過去に行っている沖縄県民と在住外国人の交流を目的とした事業は、多文化共生推進事業における交流事業を隔年単発で行っているのみで、地域住民と在住外国人を繋げる場となっていない。
- ② NPO等多文化共生を推進する団体については、マンパワーや資金面に難があるため、交流イベントの開催回数については限りがある。
- ③ 多文化共生施策の担い手不足。

対応案

- | | |
|---|---|
| ① | 地域住民による多文化共生をテーマとしたイベント等の開催。敬老会やゲートボール大会等の地域で実施されるイベントへの参加呼びかけ。また、企画・立案段階から在住外国人に参加してもらうことにより、在住外国人との対等な関係の構築を図る。(県、市町村、JICA、国際交流団体、NPO等) |
| ② | 助成金等の活用によるNPO等多文化共生推進団体へのイベント開催の助成。(国、県、市町村) |
| ③ | 多文化共生マネージャー制度(総務省)受講による多文化共生施策の担い手不足の解消。また、沖縄県国際交流・人材育成財団の多文化共生施策に係るノウハウの蓄積による地方公共団体の支援体制の強化。(財団) |

議題：提言書 骨子(案)について2-②

大項目：共生の地域づくりについて
中項目：在住外国人への差別について

現状

・女性力・ダイバーシティ推進課にて「沖縄県差別のない社会づくり条例」制定。

課題

- ① アパート入居に際して、在住外国人であることを理由に入居を断られたり、日常生活で在住外国人が感じるモラハラやヘイトスピーチ、職場でのパワハラといった問題がある。

対応案

- | | |
|---|--|
| ① | 幼少期から在住外国人との交流を行うことによる、在住外国人とのパートナーシップの育成。沖縄県内の児童生徒とアメリカンスクール等に通う在住外国人児童との定期的な交流会の開催など。(県、市町村) |
| ② | 沖縄県差別のない社会づくり条例と在住外国人が受ける具体的な差別事例を照らしあわせ、当該行為が差別行為にあたり、不適当であるという周知。(県) |
| ③ | 在住外国人に関するあるのかないのか分からない悪い噂を地域住民レベルで否定する「反うわさ戦略」の実施。(?) |

議題：提言書 骨子(案)について3-①

大項目：沖縄県全体での連携推進等について
中項目：連携・協働について

現状

- ・沖縄県が主催する多文化共生をテーマとする市町村、関係機関を対象とした連携会議の実績はなし。
- ・沖縄県国際交流・人材育成財団においては国際交流団体等を対象とした会議を開催。

課題

- ① 連携会議の開催をしていないため、各関係機関から、どの団体がどのような活動を行っているか見えないという声があがっている。
- ② 会議開催にあたっては、会議の目的を明確化しないと連携には繋がらない。
- ③ 連携を考えたときに、県の行う施策に対するカウンターパートが自治体がないと、県の一人歩きになってしまう。

対応案

- | | |
|-----------|---|
| ①、③ | 市町村及び関係機関を参加対象とした会議の開催。参加者の取組状況の報告を目的とすることで、関係課との連携を促進する。(県、市町村、関係機関) |
| ①-2、
② | 県の関係機関を参加対象とした会議の開催。外国人雇用や子どもの教育、医療、防災、差別といった関係課を対象とし、各課の役割設定や取組状況の報告を目的とすることで、関係課との連携を促進する。(県) |

議題：提言書 骨子(案)について3-②

大項目：沖縄県全体での連携推進等について
中項目：おきなわ多文化共生推進指針について

現状

・平成21年3月に「おきなわ多文化共生推進指針」を策定

課題

- ① 策定以後見直し、中間評価が行われておらず、現状に則した指針となっているか検討する必要がある。
- ② 「おきなわ多文化共生推進指針」が現状どう活用されているのか分かりにくい。

対応案

- | | |
|-----|--|
| ① | おきなわ多文化共生推進指針検討委員会設置による指針改定の検討。(県) |
| ①-2 | 指針改定と併せて、医療や労働、教育等の各論に係る取組について議論する。(県) |
| ② | アクションプランの策定。(県) |
| ②-2 | PDCAの作成による取組状況の検証。(県) |